

# 第 3 章

## 計画の基本的考え方

1	基本理念	51
2	基本目標	52
3	重点施策	54
4	施策の体系	55
5	計画対象者の推計	56
6	日常生活圏域	60

# 1 基本理念

本市においては、“団塊の世代”のすべてが高齢期を迎える平成27年には、高齢化率が26.7%となるものと予測され、市民のおよそ4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えます。

この超高齢社会を活力ある社会とするため、高齢期の生活の質を高めることを重視し、生活習慣病の予防や老化の予防、地域での健康づくりを進め、元気で活動的な85歳を目指すとともに、高齢者が生涯学習や就労、趣味の活動、交流などを通して、社会の一員としての役割を果たし、いきいきした生活を送れるような元気なまちづくりを目指します。

また、要支援や要介護状態になる前の虚弱の方から寝たきりなど重度の認定者の方まで、一人ひとりの心身の状態に応じてきめ細かなサービスの提供を受け、介護予防や状態悪化の防止を図り、尊厳を持って住み慣れた地域での生活を継続して送れるような、安心して暮らせるケアの確立を目指します。

さらに、高齢者をはじめすべての市民が、身近な地域での交流や見守り、支え合いの活動、あるいは防犯・防災活動などを主体的に進め、だれもが安心して暮らせる心の通い合うまちづくりを目指します。

このような考え方により、本市が目指す高齢社会像を次のように定めます。

**高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち**

## 2 基本目標

---

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』の実現を目指して、施策・事業を展開するため、次の5つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1 総合的な介護予防の推進

団塊の世代が65歳に到達する平成27年を、明るく活力ある高齢社会とするためには、その基盤として介護を要する状態を軽減するとともに、悪化の防止、介護を要する状態となることを予防することが重要です。

そのため、地域における高齢者の状況を的確に把握し、必要な人に効果的な予防対策を行えるように、適切なケアマネジメントに基づく地域支援事業や新予防給付の推進を図ります。

### 基本目標2 地域におけるケアの推進

高齢者等が介護を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域の中で安心して生活できるように、地域に密着したきめ細やかなサービス提供を進めます。

また、高齢者等を地域で支え、生活全般にわたる支援を行うため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健センター等関係機関や民生委員・児童委員、福祉推進委員等地域団体の連携強化を図るとともに、ボランティア活動等の様々な地域の社会資源を活用して、地域ケア体制の充実を図ります。

さらに、高齢期の生活の質の向上を図り、活動的な85歳を目指すため、生活習慣病の予防等疾病予防を進めるとともに、地域での健康づくり活動の促進を図ります。

### 基本目標3 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

高齢者が介護を要する状態になった場合でも、尊厳を持って生活できるように、高齢者の人権についての意識啓発を進めるとともに、虐待の早期発見・相談、対応等の対策、介護サービス等従事者の人権意識の高揚等の取り組みを進めます。

また、認知症高齢者が尊厳を持ってできる限り地域で暮らし続けることができるように、認知症予防や早期発見等の体制整備を進めるとともに、認知症高齢者が身近な場所で切れ目のないサービスを継続的に利用できるように、居住環境に配慮した施設整備を目指します。

さらに、認知症高齢者等が適切にサービスを利用できるように、権利擁護のための取り組みを進めます。

---

#### 基本目標4 サービスの質の向上と情報提供

---

支援や介護を要する高齢者等に対して適切なサービスが提供されるように、サービス従事者の専門的資質の向上を図るとともに、事業者に対してサービスの自己評価の取り組みや事業者情報を積極的に開示するよう、働きかけます。

要介護状態になった場合にも、在宅において適切なサービスで自立した生活を送ることができるように、各種サービスの周知を図るとともに、介護保険制度が抜本的に見直されたことから、見直しの趣旨や内容等について周知の徹底を図ります。

また、高齢者やその家族が安心して必要なサービスを利用できるように、地域包括支援センターを核に、関係機関や団体等の連携・協力により、身近な地域における相談・苦情対応の強化を図ります。

---

#### 基本目標5 積極的な社会参加の促進と安心のある暮らしづくり

---

超高齢社会を豊かで活力ある長寿社会とするため、元気な高齢者が地域社会の中で自らの経験や知識、技能を生かして、積極的に役割を担っていただけるようにすることが、心身の健康の保持や介護予防にもつながります。

そのため、関係機関や地域団体等の連携・協力により、高齢者にふさわしい仕事や創作活動、レクリエーション活動、ボランティア活動等活動機会の充実に努めます。

また、高齢者を犯罪や災害等から守り、安心して生活できるように、関係機関や地域団体等の連携・協力により、生活環境の整備や地域づくりを進めます。

## 3 重点施策

それぞれの基本目標ごとに、次の施策を重点的に進めます。

### 基本目標1 総合的な介護予防の推進

- 地域包括支援センターの段階的な整備
- 支援や介護を要する前の虚弱高齢者の早期発見と、地域支援事業への参加を誘引できる体制の整備

### 基本目標2 地域におけるケアの推進

- 地域包括支援センター、在宅介護支援センターを拠点に、地域団体や地域住民の参画による地域ケアの推進
- 医療サービスの充実やかかりつけ医との連携により、医療ニーズのある要介護高齢者等の在宅生活支援
- 生活習慣病の予防と地域での健康づくり活動の促進

### 基本目標3 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

- 高齢者虐待防止の総合的な取り組み
- 認知症の正しい理解啓発と認知症ケアの推進

### 基本目標4 サービスの質の向上と情報提供

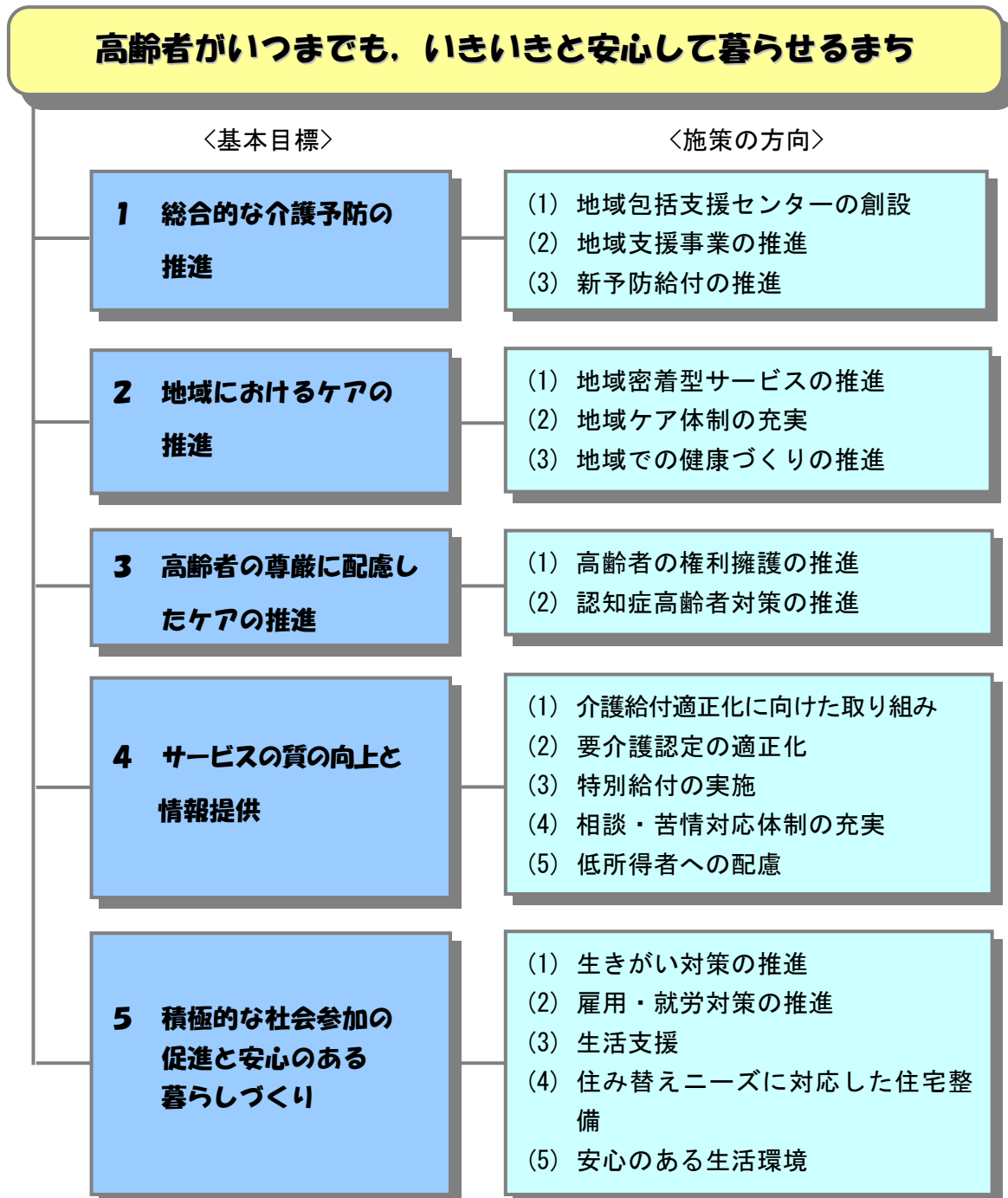
- 要介護認定の適正化と介護給付の適正化
- 事業者への適切な指導・監督の実施とケアマネジャーの資質の向上
- 介護サービス等の情報提供や相談体制の充実

### 基本目標5 積極的な社会参加の促進と安心のある暮らしづくり

- 生きがいづくり活動や就労、地域福祉活動等社会参加の促進
- 住み替えニーズへの対応のための住宅の確保や情報提供
- 市独自の生活支援サービスの提供

## 4 施策の体系

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』の実現を目指して、次のような体系で施策・事業を展開します。



## 5 計画対象者の推計

### (1) 総人口

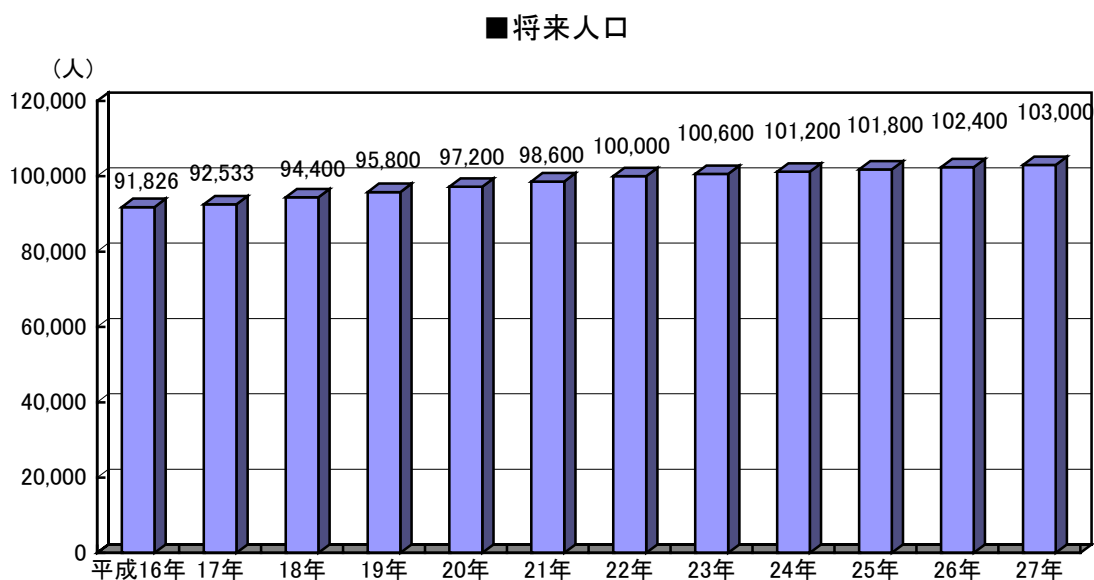
本市の将来人口推計については、総合計画による推計値を採用します。推計方法は、過去の人口動向の傾向を踏まえながら、本市の今後の開発動向を勘案し、将来の社会増減の想定を含むコーホート要因法を採用しています。

その結果、平成22年には100,000人に、その後も増加傾向で推移しますが、平成32年の104,000人をピークとして減少傾向に転じるものと予測されます。

なお、介護保険事業計画では、平成26年度までの各年度における高齢者人口及び要介護認定者数の自然体の将来推計、施設利用の将来推計等を行う必要があります。

そのため、総合計画による5年毎の推計値を基に、平成27年までの各年について直線補完式により推計を行いました。

その結果は次のグラフのとおりで、この計画の目標年の平成20年には97,200人になるものと推計されます。



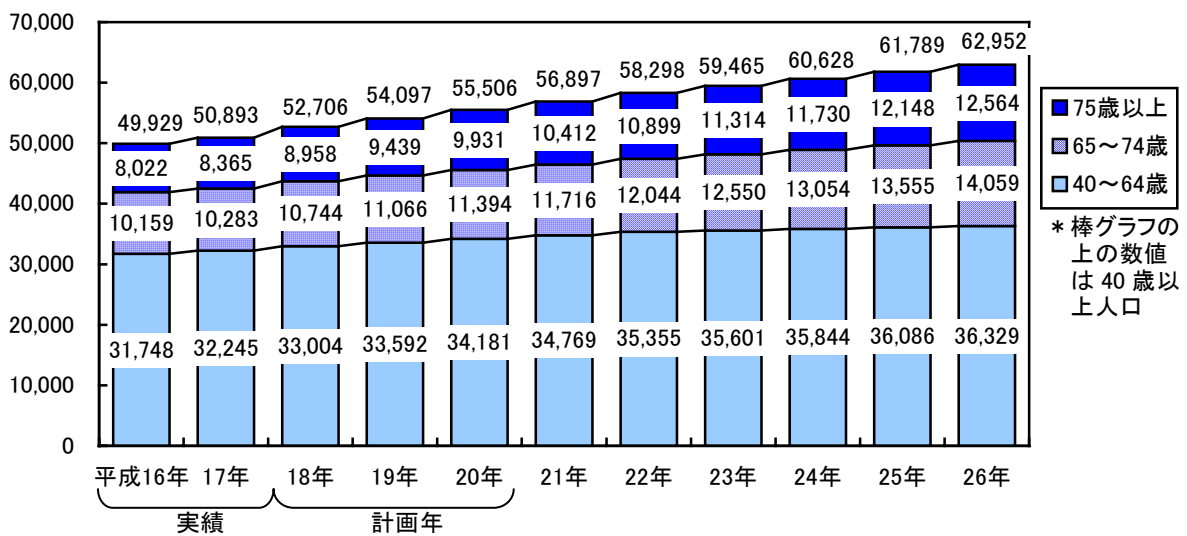
注)平成16年・17年は実績値で、住民基本台帳及び外国人登録(10月1日現在)

## (2) 40歳以上人口

40歳以上人口は、本計画の目標年である平成20年にはおよそ55,500人に、平成26年にはおよそ63,000人と推計されます。

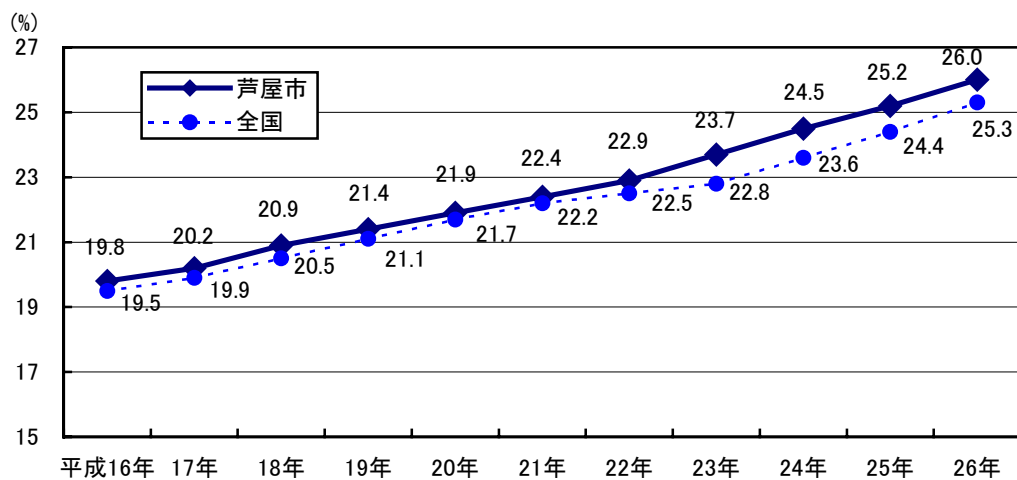
また、高齢者人口は平成20年にはおよそ21,300人で、その内訳は前期高齢者（65～74歳）が11,400人、後期高齢者（75歳以上）が9,900人で、構成比率は前期高齢者が53.5%、後期高齢者が46.5%となっています。

■40歳以上人口の推計



高齢化率は、平成16年の19.8%が、平成20年には21.9%に、平成26年には26.0%になるものと予測されます。

■高齢化率の推移



注) 芦屋市の平成16・17年は実績値  
 全国は平成16年が実績値、平成17年以降は「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」  
 (国立社会保障・人口問題研究所)



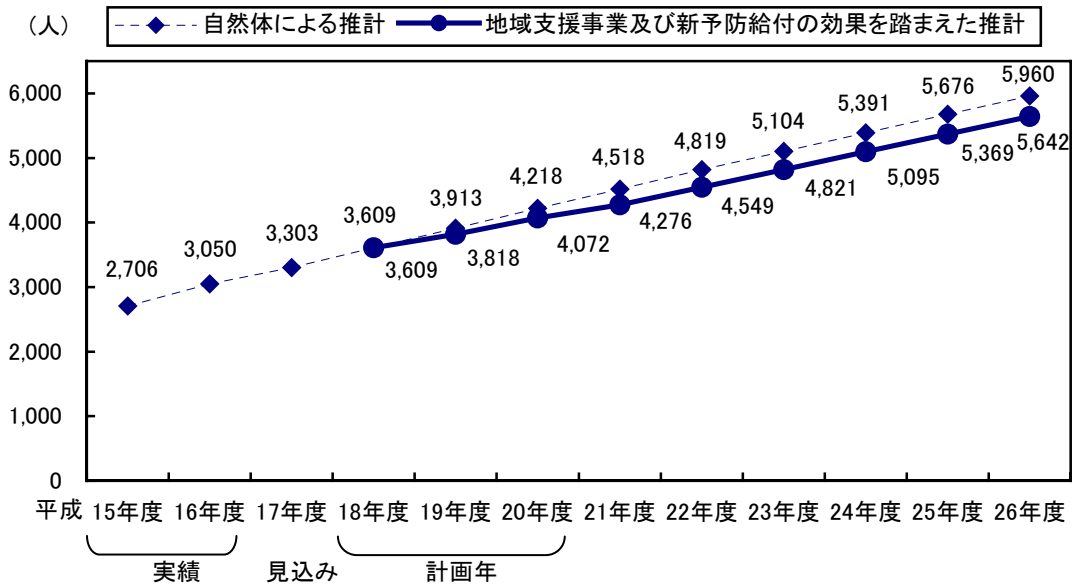
### (3) 要支援・要介護認定者総数

介護サービス対象者の基礎となる平成18年度以降の要支援・要介護認定者の推計は、平成15年度及び16年度平均の5歳階級別・要介護度別認定者数から認定率を算出するとともに、近年における認定率の伸びを勘案して今後の“出現率”を設定し、先の人口推計結果に乗じて自然体の推計を行いました。

次に、この自然体の推計結果に、平成18年度から導入される要介護認定を受けていない高齢者を対象とする介護予防（地域支援事業）及び現行の要支援及び要介護1の認定者を対象とした新予防給付の効果を加味し、新たに設定される要支援2を含めた要介護度別認定者数を推計しました。

その結果、市全体では要支援及び要介護1の認定者数は平成17年度（自然体）の1,674人から、平成26年度（介護予防後）には2,866人、目標年度の平成20年度（介護予防後）には2,123人になることが推計されます。また、要介護2～要介護5の認定者数は平成17年度（自然体）の1,629人から、平成26年度（介護予防後）には2,775人、目標年度の平成20年度（介護予防後）には1,949人になることが推計されます。

■ 要支援・要介護認定者総数の推計



注) 認定者数は、年度平均

■要支援・要介護認定者数の推計（平成18～20年度，平成26年度）（単位：人）

項目	項目・年度	実績			計画年			(参考) 平成 26年度
		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	
65歳以上人口		17,637	18,181	18,648	19,702	20,505	21,325	26,623
地域支援事業対象者		—	—	—	788	915	1,213	1,650
対65歳以上人口割合		—	—	—	4.0%	4.0%	5.0%	5.0%
要支援及び要介護1認定者 (自然体)		1,287	1,495	1,674	1,821	1,966	2,111	2,911
要支援及び要介護1認定者 (介護予防後)		—	—	—	1,821	1,980	2,123	2,866
地域支援事業 の効果	設定率	—	—	—	12.0%	16.0%	20.0%	—
	人数	—	—	—	95	146	243	—
新予防給付 の効果	設定率	—	—	—	6.0%	8.0%	10.0%	—
	人数	—	—	—	109	158	212	—
要介護2～5認定者 (自然体)		1,419	1,555	1,629	1,789	1,947	2,107	3,049
要介護2～5認定者 (介護予防後)		—	—	—	1,789	1,838	1,949	2,775

- 注) 1. 地域支援事業対象者数は、平成19年度以降について、65歳以上人口の各割合(4～5%)を乗じた人数に地域支援事業の効果人数を加えた数値  
 2. 地域支援事業の効果人数:各年度における地域支援事業の実施により虚弱高齢者に止まった人数  
 3. 新予防給付の効果人数:各年度における新予防給付の実施により要支援又は要介護1に止まった人数  
 4. 平成17年度は見込み値

《計算例》

- ①平成19年度の要支援及び要介護1認定者(介護予防後)1,980人＝  
 平成19年度の要支援及び要介護1認定者(自然体)1,966人－平成18年度の地域支援事業の効果人数  
 95人＋平成18年度の新予防給付の効果人数109人  
 ②平成19年度の要介護2～5認定者(介護予防後)1,838人＝  
 平成19年度の要介護2～5認定者(自然体)1,947人－平成18年度の新予防給付の効果人数109人

## 6 日常生活圏域

地域における住民の生活を支える基盤には、保健・福祉や医療関連の施設だけでなく、「住まい」や他の公共施設、交通網、さらには、こうした地域資源をつなぐ人的ネットワークも重要な要素となります。地域ケアを充実させるためには、これらが有機的に連携し、地域住民の生活を支えるものとして、機能することが必要です。

そのため、今後の基盤整備においては、従来のような市町村全域を単位として個々の施設を整備する「点の整備」ではなく、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携する「面の整備」が求められます。同時に、地域団体や住民等がさまざまな活動の担い手として参加し、地域での多様な交流や新たな公共空間の形成が図られることにより、支援や介護を必要とする人が、住み慣れた地域での生活継続が可能となるような基盤整備が必要です。

今回の介護保険制度の改正により新設された「地域密着型サービス」は、この考えに立ったサービスです。

本市では、これまで中学校区を基本に施設整備を進めるとともに、地域型在宅介護支援センターを中心に民生委員・児童委員や福祉推進委員、自治会等地域の団体等により地域ケアを進めてきました。

こうした取り組みは重要な社会資源であることから、地域ケアネットワークを生かすとともに、人口規模や交通事情、介護保険施設の整備状況等を考慮して、山手・精道・潮見中学校区の3圏域を設定します。

今後は、この圏域単位で必要とされる介護サービスを見込みながら、地域に密着した施設整備や地域に根ざした施策・事業を展開します。

### ■生活圏域別人口、高齢者人口の現況（平成17年10月1日現在）

生活圏域	人口	高齢者人口	高齢化率
山手生活圏域	41,669人	9,062人	21.7%
精道生活圏域	34,121人	6,353人	18.6%
潮見生活圏域	16,743人	3,233人	19.3%

### ■生活圏域別認定者等の18年度推計

生活圏域	高齢者	認定者	要支援者	特定高齢者
山手生活圏域	9,444人	1,752人	758人	378人
精道生活圏域	6,804人	1,252人	542人	272人
潮見生活圏域	3,454人	605人	262人	138人

■日常生活圏域図

